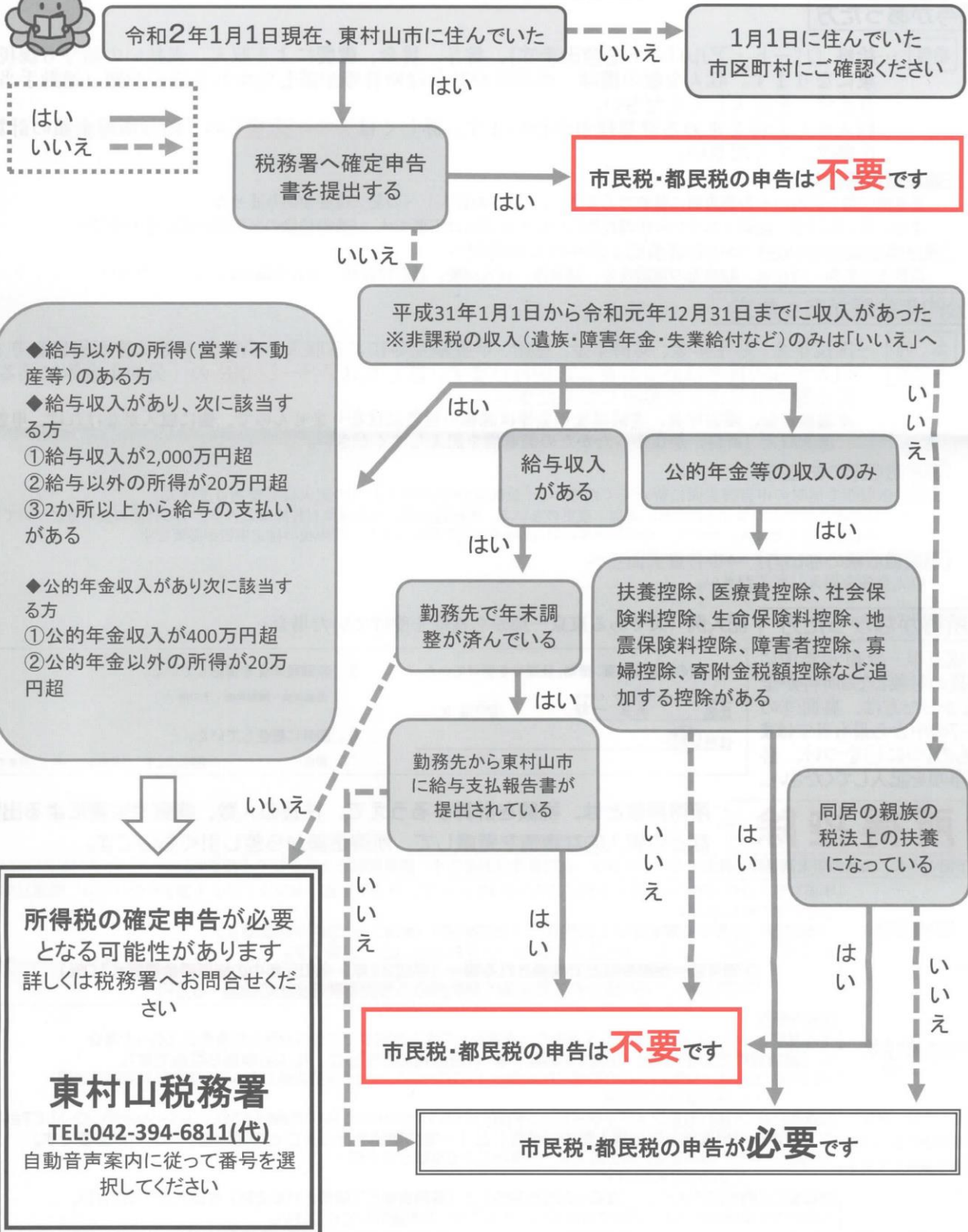




<申告が必要か判断するためのフローチャート>



※収入がなかった人でも、非課税証明書の発行、国民健康保険税の算定、介護保険料等の資格審査等の資料として申告が必要となる場合があります。

※給与支払報告書提出の有無は勤務先にご確認ください。

※申告の必要がない人についても、市・都民税申告書が送付される場合がありますのでご了承ください。

※上記に該当する場合でも所得税の確定申告が必要な場合もあります。表は目安としてご利用ください。

※ふるさと納税ワンストップ特例の申請をした方が、所得税の確定申告および市・都民税の申告をした場合、ワンストップ特例は適用されませんのでご注意ください。